

関東ブロック民生委員児童委員 活動研究協議会（静岡県大会）

第3分科会 発表テーマ

「災害に備える民生委員・児童委員活動
～地域ぐるみの体制づくりに向けて～」

長野県諏訪市民生児童委員協議会
会長 小島光治

① 諏訪市の紹介



① 諏訪市の紹介(1)

◎ 諏訪市は、標高759mの諏訪湖畔にある「**高原湖畔都市**」で、日本列島・長野県のほぼ中央に位置し、**観光・工業の二大産業**は恵まれた豊かな自然に支えられて発展してきました。



① 諏訪市の紹介(2)

◎冷涼な霧ヶ峰高原や全国屈指の温泉郷上諏訪温泉、諏訪湖上花火大会、伏流水が醸す日本酒の醸造などの観光資源に育くまれ、御柱祭で有名な諏訪大社、高島城等の歴史文化に彩られています。



① 諏訪市の紹介(3)

◎ **東洋のスイス**とも呼ばれ、古くは製糸業として栄え、戦後は時計・カメラ等の精密機器産業により発達、ものづくりの伝統が息づく**先端技術産業**の集積地です。



① 諏訪市の紹介(4)

◎ 諏訪盆地に**六市町村**の広域連合を形成し、その歴史は、数万年前の旧石器時代から始まります。**黒耀石**を媒体に、人は諏訪に集まりました。



② 諏訪市の紹介(5)

◎ 諏訪の風土を背景に古くから豊かな文化が花開き、歌人の**島木赤彦**、岩波書店創設の**岩波茂雄**、お天気博士として名高い**藤原咲平**、小説家の**新田次郎**・**平林たい子**、考古学者の**藤森栄一**、画家の**原田泰治**、詩吟の**木村岳風**など多くの文化人を輩出しています。



② 諏訪市の紹介(6)

◎昭和16年に上諏訪町と豊田村・四賀村が合併して誕生。昭和30年に中洲村と湖南村が編入合併して、現在は、**人口4万7千人**に至っています。



② 諏訪市の概要

② 諏訪市の概要

	諏訪市	長野県
	2024.4.1現在	2024.4.1現在
市町村数/自治会数	89	77 (19市、23町、35村) 全国2位
面積	109.91k m ²	13,561.56k m ² (全国4位、関ブ口1位)
世帯数	22,501	850,398
人口	46,570	1,991,977
高齢者数(65歳以上)	14,901	646,057
高齢化率	32.0%	33.1% (全国平均29.1) ※2023.10.1現在
民生委員定数	120	5,273
" 実数	120	5,230
充足率	100%	99.2%

③ 諏訪市民児協の概要

③ 諏訪市民児協の概要(1)

(1) 組織

1. 民生委員・児童委員…120人 = 定数を充足！ (内 主任児童委員16人)

2. 市民児協の役員構成…

会長	1人
副会長	2人
女性代表	1人
主任児童委員部長	1人
監事	2人
地区会長 (単位民児協)	8人
合計	15人 (兼任による実数10人)

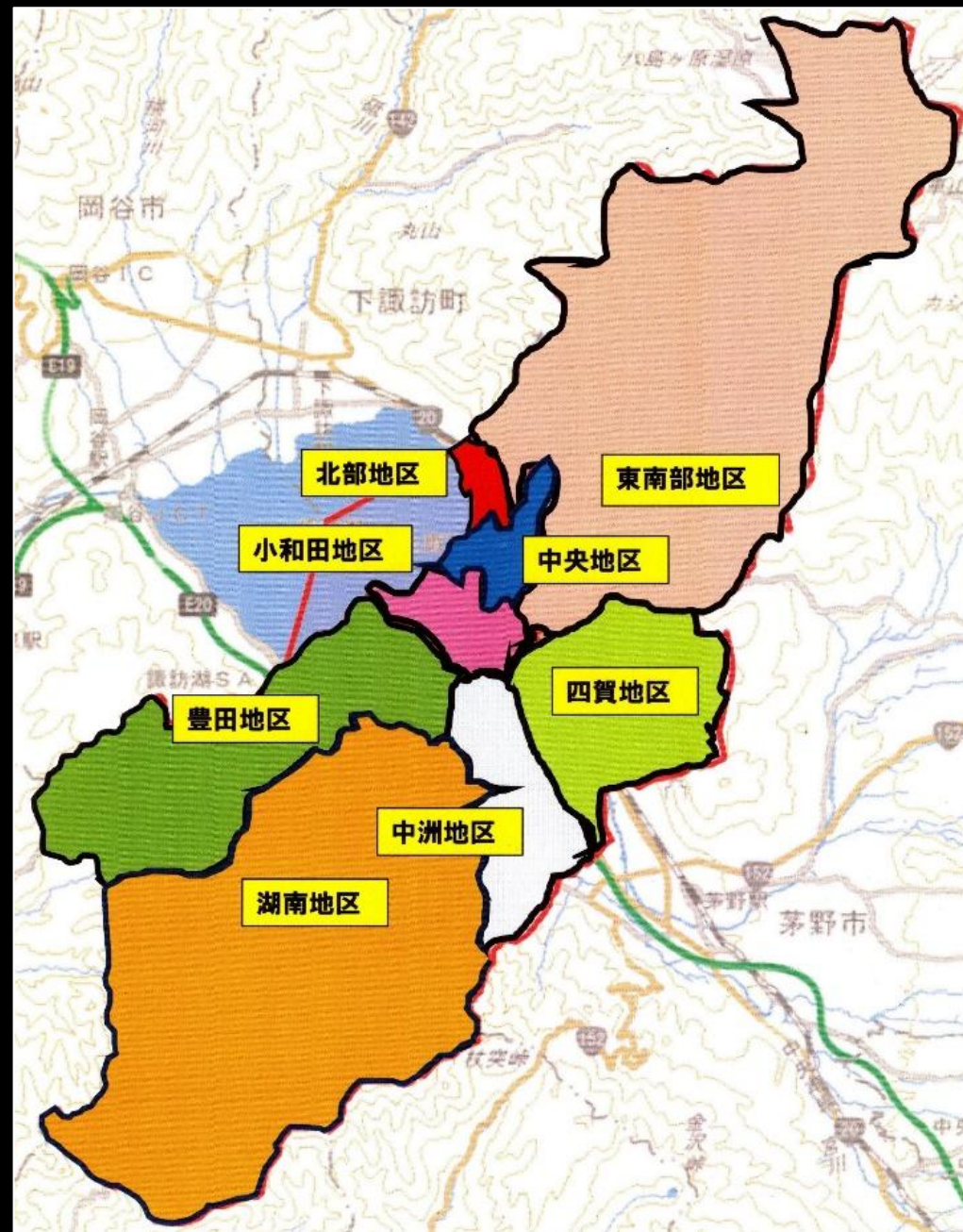
③ 諏訪市民児協の概要(2)

3. 単位民児協 は、8地区

-1) 委員構成は
右の表

-2) 位置関係は
右図を参照
(中央地区に上
諏訪駅がある)

単位民児協 民生委員数			
	区域担 当民 生・児 童委員	主任 児童 委員	計
北部地区	10	2	12
中央地区	16	2	18
東南部地区	14	2	16
小和田地区	16	2	18
豊田地区	9	2	11
四賀地区	15	2	17
中洲地区	14	2	16
湖南地区	10	2	12
合計	104	16	120



③ 諏訪市民児協の概要(3)

4. 下記は、各単位民児協の人口規模と委員の対比を示す。高齢者約15,000人（高齢化率31.1%）、うち独居高齢者は約4,000人（27.0%）

単位民児協 民生委員数				人口と高齢者規模 <small>※令和6年2月1日付住基台帳による。 ※「②諏訪市の概要」高齢者率は「毎月人口異動調査」による。</small>					
	区域	主任児童委員	計	①世帯数	②人口	③65歳以上	④高齢化率	⑤65歳以上独居	⑥対高齢者（独居率）=⑤÷④ %
	担当民生・児童委員								
北部地区	10	2	12	1,309	2,661	1,122	42.2	358	31.9
中央地区	16	2	18	2,006	3,897	1,629	41.8	548	33.6
東南部地区	14	2	16	1,908	3,878	1,643	42.4	502	30.6
小和田地区	16	2	18	3,490	7,548	2,254	29.9	672	29.8
豊田地区	9	2	11	2,882	6,486	2,102	32.4	466	22.2
四賀地区	15	2	17	3,712	7,250	1,902	26.2	510	26.8
中洲地区	14	2	16	4,755	10,606	2,534	23.9	553	21.8
湖南地区	10	2	12	2,429	5,590	1,727	30.9	418	24.2
合計	104	16	120	22,494	47,919	14,913	31.1	4,027	27.0

③ 諏訪市民児協の概要(4)

(2) 組織運営

全員協議会（総会） ←	民生委員・児童委員 ←	120人 ←	年2回 ←	←
会長会 ←			月1回 ←	健康福祉部係長以上 ←
単位民児協定例会（地区会） ←	8地区 ←		月1回 ←	←
専門部会 ←	高齢者部会 ←	34人 ←	年数回 ←	区域担当民生委員による ←
	児童母子部会 ←	35人 ←		
	心身障害者福祉部会 ←	35人 ←		
	主任児童委員部会 ←	16人 ←	月1回 ←	主任児童委員による ←

③ 諏訪市民児協の概要(5)

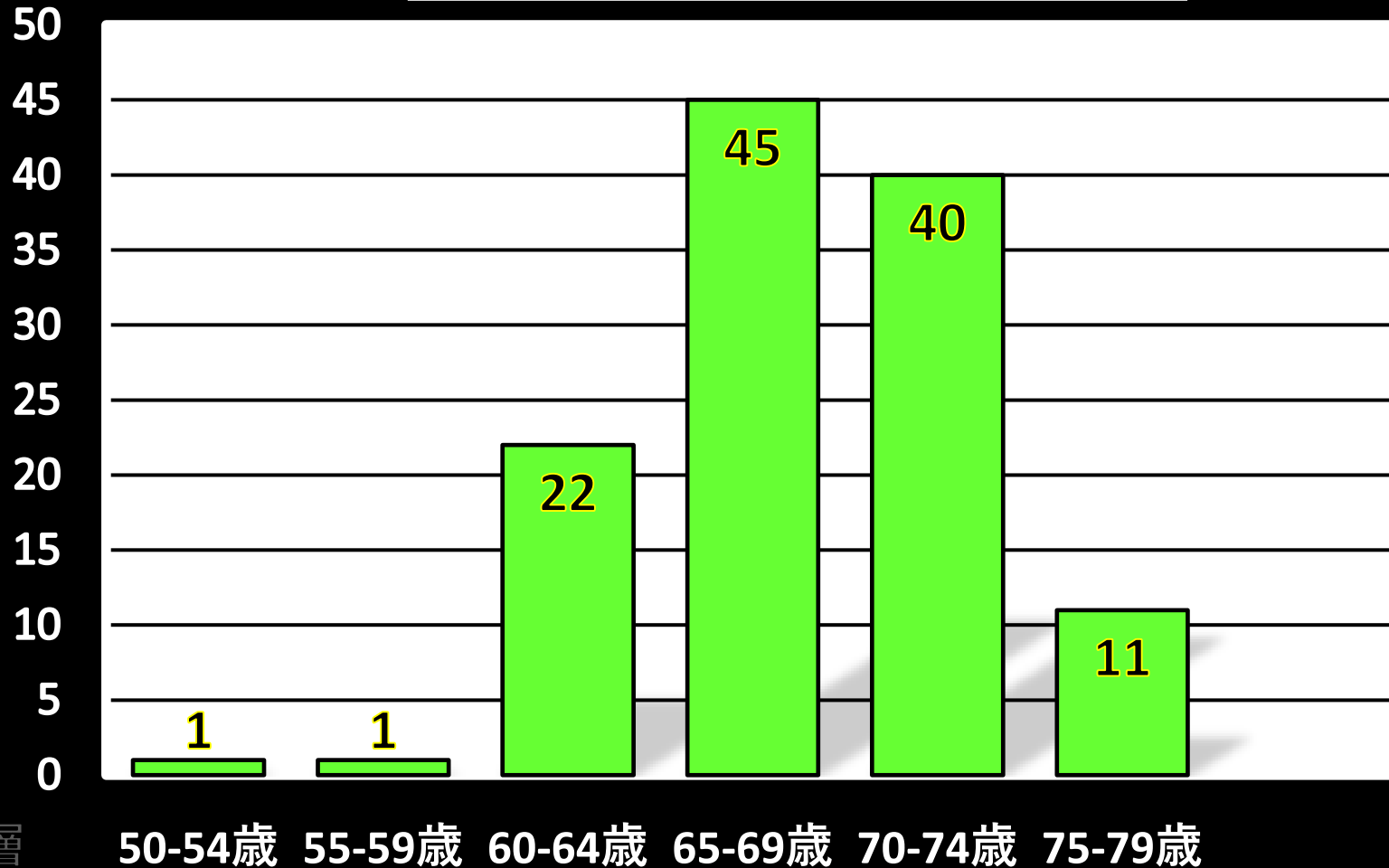
(3) 主要事業・年間計画（定例行事を除く）

月←	市民児協 ←	県民児連・社協 研修←
5月←	「民生児童委員の日」啓発活動、研修視察旅行←	←
6月←	全員協議会（全体研修を含む）←	←
7月←	←	心配ごと相談所相談員研修←
8月←	諏訪地区6市町村交換研修会←	単位民児協会会長研修←
9月←	←	主任児童委員研修←
10月←	←	←
11月←	←	民生委員・児童委員研修会（全体研修）←
1月←	全員協議会（全体研修を含む）←	←

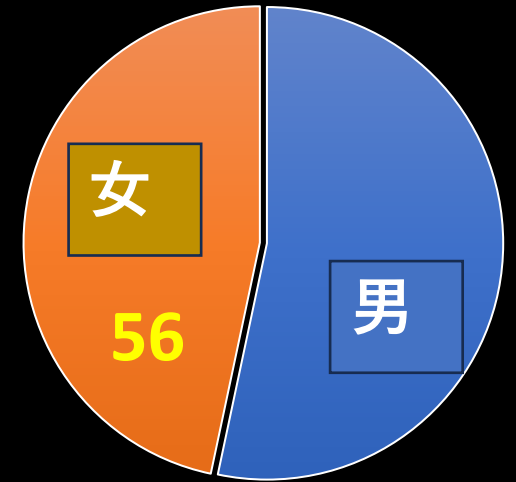
③ 諏訪市民児協の概要(6)

(4) 諏訪市民生委員・児童委員データ (1)

市民児協全体(120人) 年齢構成



市民児協全体(120人)
男女構成



平均年齢

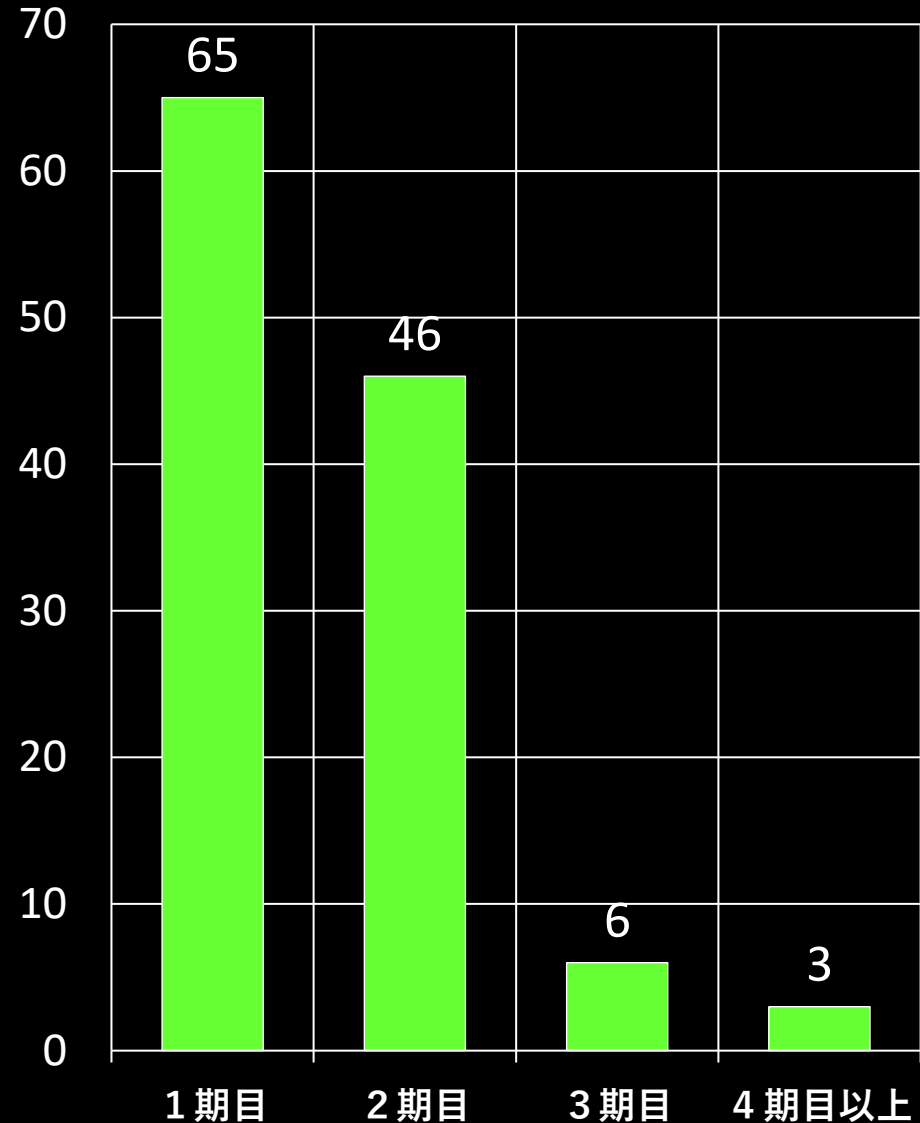
全体 (68.4歳)
男 (69.0歳)
女 (67.6歳)

③ 諏訪市民児協の概要(7)

(4) 諏訪市民生委員・

児童委員データ (経験期数)

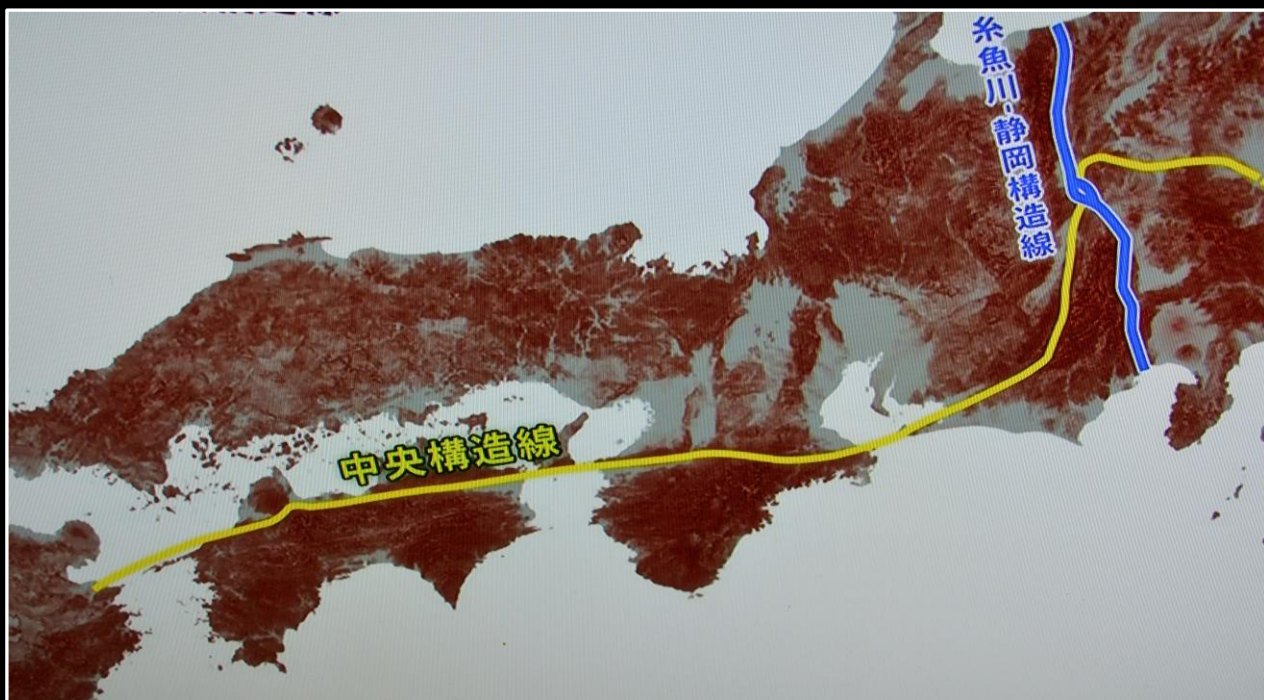
諏訪市民児協 全体 (120人)



④ 諏訪盆地の地質構造

④ 諏訪盆地の地質構造

- (1) 糸魚川静岡構造線と中央構造線が交差。
- (2) 諏訪湖の出現…面積12.81平方km (全国24位)
最深7.6m
- (3) 地質構造により、「地震・洪水・土砂崩れ」の歴史があり、災害に備える必要性が高い地域！



⑤ 諏訪の代表的な災害

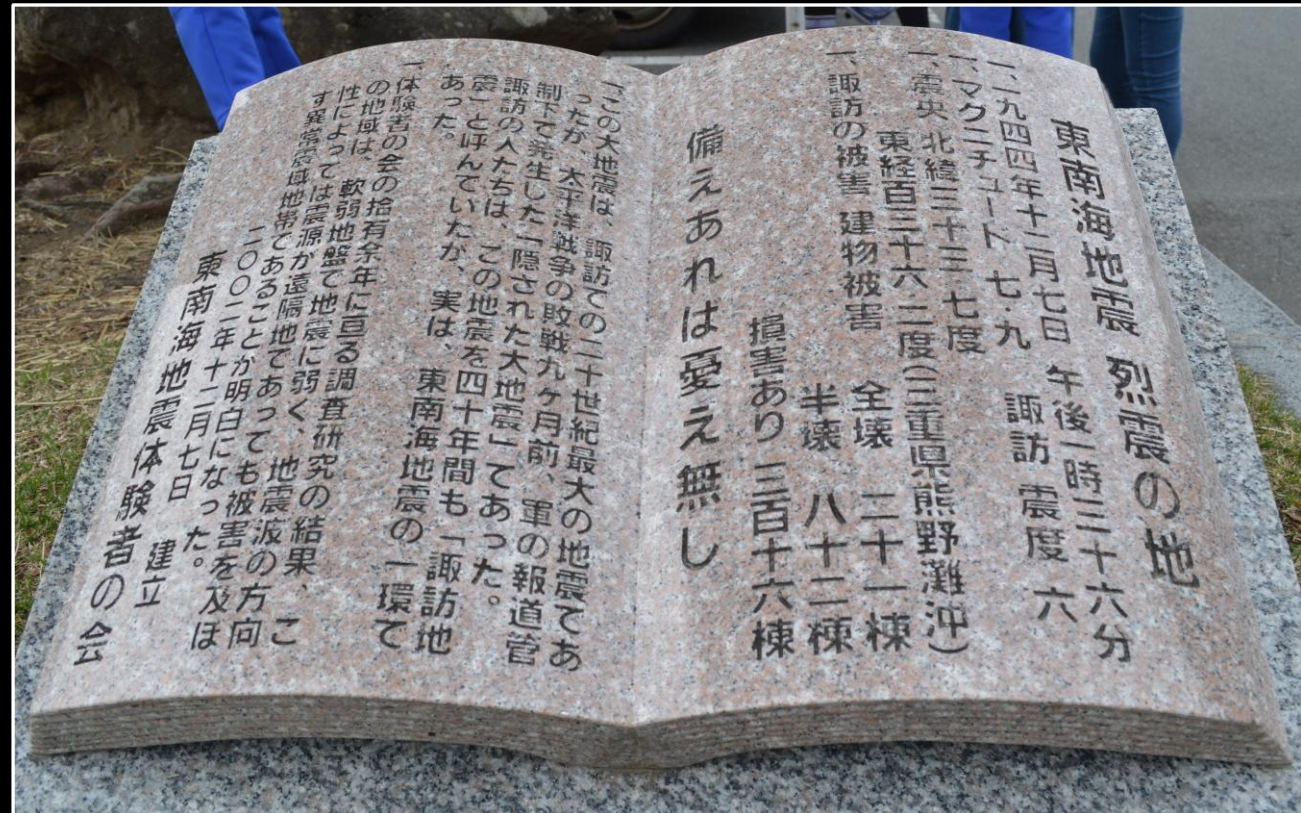
⑤ 諏訪の代表的な災害（1）

(1) 地震 → 昭和東南海地震

諏訪湖の堆積物による軟弱地盤に立地し、昭和19年の地震では長周期振動で疎開工場が倒壊するなど大きな被害があったが、戦時中の報道管制で広く知られてはいない。

（震度6、マグニチュード7.9）

→ 将来、南海トラフ地震が心配！



⑤ 諏訪の代表的な災害（2）

（2）洪水→市街地の浸水被害

諏訪湖は霧ヶ峰高原、八ヶ岳を集水区域とする多くの流入河川があるのに、流出は天竜川のみで、豪雨時の諏訪湖の水位上昇による浸水災害の長い歴史がある。

近年では昭和58年(1983年)の台風10号で諏訪湖が氾濫、床上浸水1,614戸、床下浸水2,023戸、約1万人に被害が及んだ。



浸水地域／パトロール・救助活動

⑤ 諏訪の代表的な災害（3）

(3) 土砂崩れ→諏訪盆地ゆへの土石流

四方を山に囲まれた諏訪地域は集中豪雨による土石流が絶えず発生している。

昭和58年(1983年)の台風10号では、東南部地区の唐沢山・福沢山で鉄砲水・土砂崩れが発生、多数の家屋被害が出る激甚災害となり、死者2人、軽症9人の被害を受けた。



中の沢川(土石流) H18.7.19

⑥災害に備える「諏訪市民児協」の 取り組み

⑥災害に備える「諏訪市民児協」の取り組み

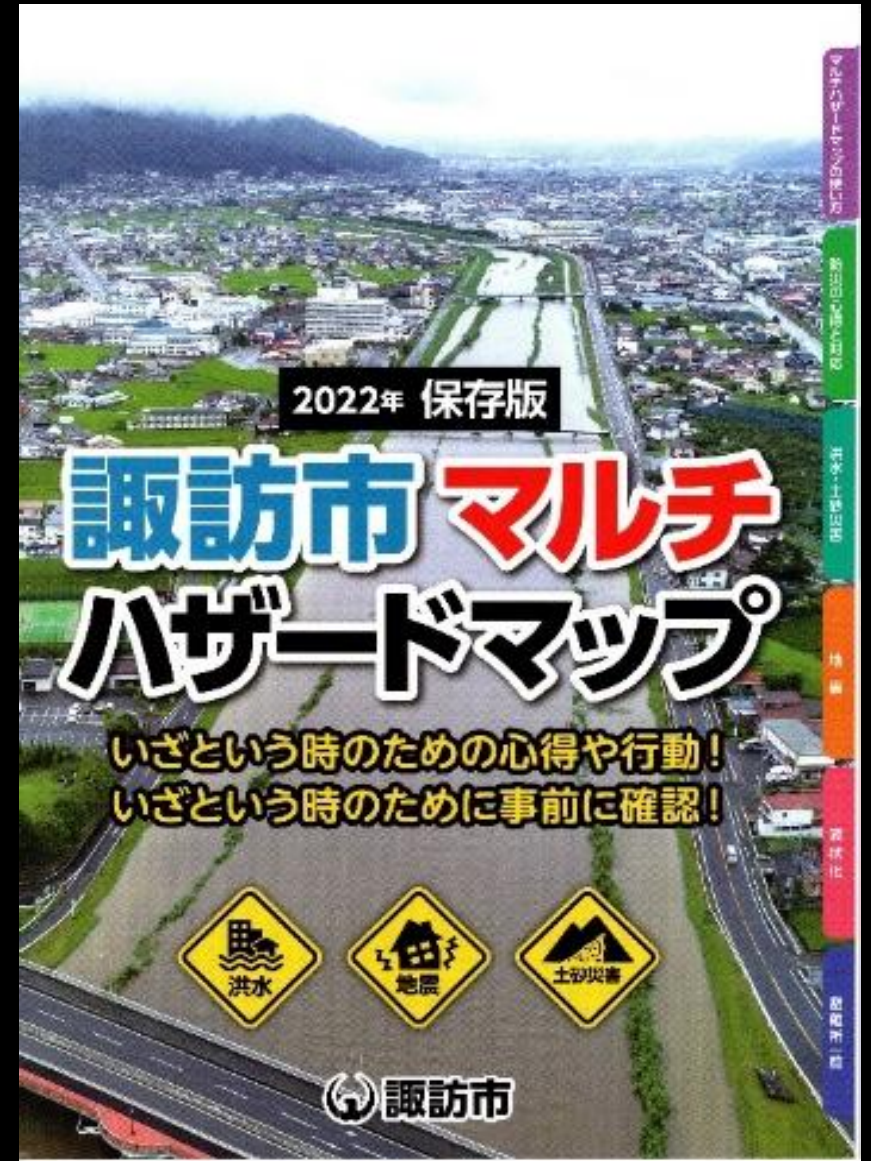
(1) 民生委員・児童委員の災害学習

(1) 民生委員・児童委員の災害学習

①有事の際の行動規範・基礎知識を得る…
「災害に備える民生委員・児童委員活動10
箇条」、防災意識を高めいつでも対応できる
心構えを！⇒研修会、グループワーキングを
実施

②地域の災害特性に基づいた防災対策を
共有⇒専門機関との勉強会を実施

③「民生委員用防災マニュアル」の作成準備
…住民へ配布して、災害時の行動について
要援護者・見守り対象者と情報共有へ。
(平時も民児協の紹介として活用)



⑥災害に備える「諏訪市民児協」の取り組み

(2) 「要援護者台帳」登録～

「見守り」～「住民支え合いマップ」

(2) 「要援護者台帳」登録～「見守り」～「住民支え合いマップ」

① 「要援護者登録」の手順

諏訪市では要援護者登録を重視しています。これは民生委員の活動の礎です。データは、市と自治会（区）の両方から提供されます。

-1)市からのデータ提供

→a) 65歳以上高齢者全員（要介護～健常者）を対象…

市が「住民基本台帳情報」を提供 →民生委員が対象者を訪問
同意した人を要援護者登録（一人暮らしを優先）

※ここで、自治会未加入者を拾い上げるのがミソ（漏れを無くす）

b)障がい者…市から対象者へ郵送して、登録の意思を聞く →同意の連絡を受けて民生委員が本人宅を訪問（要援護者台帳登録）

(2) 「要援護者台帳」登録～「見守り」～「住民支え合いマップ」

① 「要援護者登録」の手順

-2)自治会（区）からのデータ提供

→自治会加入者が、区長の求めに応じて「家族台帳」を提出→
区長は「家族台帳」を民生委員に回す。→民生委員はその情報
の中から要援護者対象者（希望者）を抽出 →対象者宅を訪問し
意思確認と必要な追加情報を取得→要援護者登録

※この段階で、市提供の手順に入っていなかった対象者を追加、
漏れを無くす。（65歳以上の対象年齢、一人暮らし以外を含む）

※要援護者登録の考え方は、対象者を広げ、最終的にAランクの
要援護者の対象を見逃さないことが肝要！

②要援護登録台帳の登録

65歳一人暮らし高齢者の「要援護者登録率」(再掲)

単位民児協				人口と高齢者規模 <small>※令和6年2月1日付住基台帳による。 ※「②諏訪市の概要」高齢者率は「毎月人口異動調査」による。</small>							
	区域担	主任児	計	①世帯数	②人口	③65歳以上	④高齢化率	⑤65歳以上 独居	⑥要援護者登録	⑦登録	
	当民生・児童委員	童委員								比率 (⑥÷⑦)%	
北部地区	10	2	12	1,309	2,661	1,122	42.2	358	136	38.0	
中央地区	16	2	18	2,006	3,897	1,629	41.8	548	191	34.9	
東南部地区	14	2	16	1,908	3,878	1,643	42.4	502	228	45.4	
小和田地区	16	2	18	3,490	7,548	2,254	29.9	672	167	24.9	
豊田地区	9	2	11	2,882	6,486	2,102	32.4	466	68	14.6	
四賀地区	15	2	17	3,712	7,250	1,902	26.2	510	115	22.5	
中洲地区	14	2	16	4,755	10,606	2,534	23.9	553	130	23.5	
湖南地区	10	2	12	2,429	5,590	1,727	30.9	418	88	21.1	
合計	104	16	120	22,494	47,919	14,913	31.1	4,027	1,123	27.9	

② 要援護登録台帳の登録

(記入例 抜粋 P 1)

令和6年度 要援護者登録台帳 令和 年 月 日

諏訪市長 宛

①私は、この台帳に記載した情報が、市の福祉行政、福祉サービスの利用、地域福祉活動及び防災等の支援において必要な場合に、公的機関及び福祉団体等へ提供されることに **(同意します・同意しません)**

②災害時の備えを事前に進めるために、諏訪市災害時要援護者リストへの登録を

★希望した方の名簿は地区や防災関係者へ情報提供します。 **(希望します・希望しません)**

記入日
令和 年 月 日

本人の署名をお願いします。
自署できない場合は押印をお願いします。

どちらかに○をしてください。

本人の氏名 **諏訪花子**

登録者との関係

行政区 (町内会)	豊田 文出	民生委員	民生 豊男	電話番号	58-△△△△(民生委員電話)
要援護者	高齢者一人 【緊急度 Ⅰ】				
氏名	諏訪花子	性別	女	生年月日	大正=T 昭和=S 例 S3・3・3
住所	諏訪市豊田〇〇〇〇-〇				
電話番号	52-〇〇〇〇	携帯	.		
FAX		メール			
緊急時の 家族等への 連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号	
	諏訪 太郎	長男	豊田〇〇〇〇-〇	090-〇〇〇〇-△△△△	
	山野 桜	長女	東京都荒川区〇丁目〇-〇	03-****-****	

氏名	続柄	住所	電話番号
山谷 川男	となり組 (地域・見守)	豊田△△△	52-△△△△
春野 すずな	知人 (地域・見守)	豊田〇〇〇	57-〇〇〇〇

地域支援者
(見守協力員)

出来るだけ、近所で安否確認
できる方をおねがいします。

どちらか、又は両方に○をお願いします。
地域: 災害時に安否確認をする方
見守: 日頃の様子を見守りする方

②要援護登録台帳の

登録

(記入例抜粋 P2)

	関係	氏名・名称	電話番号
関係者 関係施設	かかりつけの病院	〇〇〇医院	52-△△△△
	ケアマネジャー	〇〇〇〇さん	53-〇〇〇〇
避難場所	〇〇公民館	所在地	
避難所	〇〇小学校	所在地	
【個別計画】	避難場所:最寄りの公民館等の一時避難所 避難所 :小中学校等の広域避難所 災害状況によって、避難先は変わることがありますが、日頃の備え(目安)として記入してください。		

(2) 「要援護者台帳」登録～「見守り」～「住民支え合いマップ」

③ 要援護者のランク分け

民生委員らが周囲の意見を聞いて判別→安否確認用、平時も活用。

高齢者 (A)～(C) …3ランク

障がい者…1ランク 合わせて4ランク

赤色	(A)重度要援護者	寝たきり高齢者等、災害時に最優先で援護する人
黄色	(B)中度要援護者	支援があれば自力で避難できる人。
緑色	(C)軽度要援護者	(A)(B)を除く 65歳以上一人暮らし高齢者（健常者も何れは対象者に）
空色	(D)障害要援護者	身体・知的・ <u>精神障がい者</u> （障がい者は別枠）

(2) 「要援護者台帳」登録～「見守り」～「住民支え合いマップ」

④ 安心カードの活用(1)

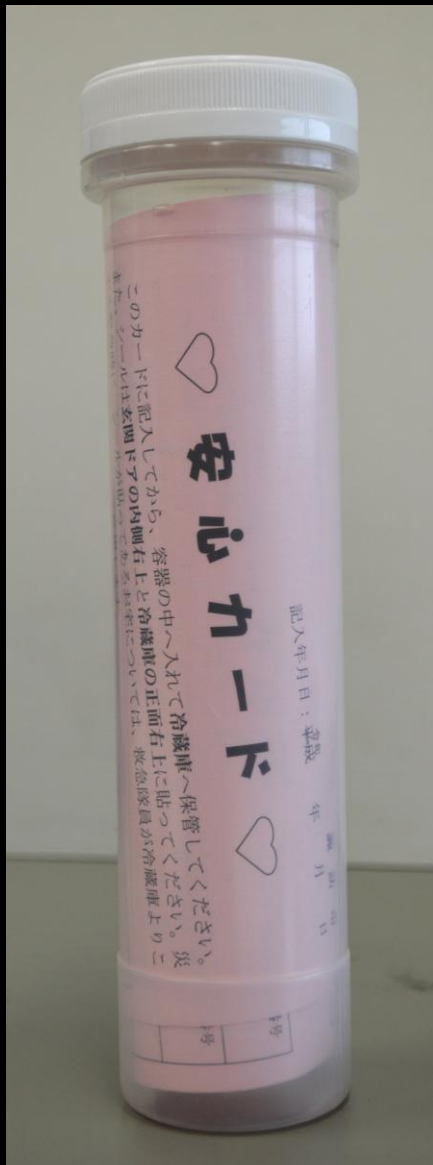
■ 要援護者が救急車で搬送される際に、本人の情報が分かるように説明したメモが入った筒を冷蔵庫の中に入れておき、民生委員が不在でも要援護者の身元等の連絡先等が分かるようにしているシステム

○ (玄関先に予告シールが貼ってある)

■ この情報を消防署と医療機関で共有

■ 民生委員への負担軽減にも繋がる。

④安心カードの活用(2)



「安心カード」とは

★ 自宅で具合が悪くなり救急車を呼んだときに、救急隊員等が「安心カード」を活用して、迅速な処置や連絡を行えるようにすることが目的です。

- 「安心カード」に名前、住所、生年月日、血液型、かかりつけの病院、既往症、緊急連絡先などを記入して、用意したケースに入れ冷蔵庫の内扉のポケットなどに入れます。
一緒に「健康保険証の写し」「内服している薬がわかるもの」を同封してください。(迅速な医療処置につながります。)
- 「①玄関ドアの内側右上」と「②冷蔵庫の正面右上」の2箇所に「安心シール」を貼ってください。

※記入内容が大幅に変わり、新しい「安心カード」が必要になりましたら、高齢者福祉課か民生委員までお申し出ください。なお、軽微な変更は二本線で抹消し、新たに書き加えてください。

救急の現場では、十分な説明を受けたうえでの同意のために時間を割くことが困難な場合があります。日頃から治療の方針（延命治療や緩和ケアなど）を家族やかかりつけ医など身近な方と話し合いましょう。

④安心カードの活用(3) (カード)



諏訪市
記入年月日：平成 年 月 日

♡ 安心カード ♡

このカードに記入してから、容器の中へ入れて冷蔵庫へ保管してください。
また、シールは玄関ドアの内側右上と冷蔵庫の正面右上に貼ってください。
災害や緊急時に、シールが貼ってあるお宅については、救急隊員が冷蔵庫よりこの安心カードを取り出して活用します。

氏名		性別	(男・女)
住所	諏訪市	電話	

生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日
血液型	A・B・AB・O	Rh	(+・-)	
かかりつけの病院				
診療科	科	科	科	科
今かかっている病気	高血圧症・糖尿病・心臓病・脳血管疾患・呼吸器疾患 その他()			
常用している薬	血圧の薬・糖尿病薬・喘息の薬・抗凝固剤・睡眠剤 その他()			
アレルギー	あり() ・ なし			

①と②は家族でなくても、病院からの対応を受けられる方

連絡先

救急の現場で、詳しい住所は必要ありません。

①緊急時連絡先	氏名	続柄	都道府県 市町村	自宅・携帯電話番号	勤務先電話番号
②緊急時連絡先	氏名	続柄	都道府県 市町村	自宅・携帯電話番号	勤務先電話番号
③ケアマネジャー (いる場合)	氏名	居宅事業所			電話番号
④民生委員	氏名				電話番号

※このカードに記入された個人情報、救急業務、災害時に活用されることに同意します。

氏名 印

(2) 「要援護者台帳」登録～「見守り」～「住民支え合いマップ」

⑤見守り活動

**(1) 平時の要援護者の見守り活動は、民生委員活動の根幹。
民生委員の顔の見える化、月一回の見守りを推奨)**

(2) 「見守り協力員」

**民生委員のフォローを出来る範囲で（気づいたこと）
市社協が統括→平時の活動を災害時の安否確認に繋げる！**

**役割の明確化、説明会が必要。
隣組、ブロック単位等の、重層的な助け合いが必要。**

⑤見守り活動

(2)「見守り協力員」

(社協からの委嘱状)

令和6年6月1日

《見守り協力員氏名》 様

社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会
会長 宮下 和昭

一人暮らし高齢者・一人暮らし障がい者見守り協力員のご委嘱について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素、地域福祉推進のためにお力添えを賜り心より感謝申し上げます。

さて、諏訪市社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者・一人暮らし障がいの孤立化防止と事故防止のため、民生児童委員の推薦により、近所に住む皆様のご協力をいただき「一人暮らし高齢者・一人暮らし障がい者見守り協力員」制度を実施しております。

本年度下記の高齢者・障がい者の見守り協力員として担当の民生児童委員よりご推薦いただきましたので、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、一人暮らし生活をされている高齢者・障がい者のために、何分のご協力を下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 見守りを願う一人暮らし高齢者・一人暮らし障がい者

《一人暮らし氏名》 さん

※委嘱期間は令和6年7月31日までとします。なお、再任は妨げません。

2. お願いしたいこと

別紙「一人暮らし高齢者・一人暮らし障がい者見守り協力員とは」をご覧ください。

緊急のこと、お気づきの点などありましたら下記までご連絡下さい。

○担当民生児童委員 《民生委員氏名》 さん 電話 《民生委員電話番号》

または

○諏訪市社会福祉協議会 電話 52-2508

○諏訪市役所 高齢者福祉課（高齢者担当） 電話 52-4141

社会福祉課（障がい担当）

⑤見守り活動

(2)「見守り協力員」

社協からの依頼文（1）

「一人暮らし高齢者・一人暮らし障がい者見守り協力員」とは

一人暮らし高齢者や一人暮らし障がい者の方を地域で支えていくしくみとして、安否確認と孤立化防止を目的に、昭和53年度に始まった支援制度です。

令和6年度現在、諏訪市内において1,000人近くの見守り協力員が、それぞれの地域の一人暮らしの方々の見守り活動をしていただいています。

民生委員さんをお願いしたいこと

- ・見守り協力員の推薦や活動に対するお礼の品の配布のご協力をお願いします。
- ・「見守り協力員」の推薦については、一人暮らしの方の意向に基づいて、なるべくご本人の身近な方（ご近所さんや定期的に訪問する機会がある方）で、下記見守り協力員さん
[お願いしたいこと]のような日頃の生活の中でできる範囲の見守りを行っていただける方の推薦をお願いします。
- ・一人暮らしの方および見守り協力員の方の生活状況に変化があり、見守りが必要でなくなった場合や見守りができなくなった場合は、名簿の変更・削除をお願いします。

⑤見守り活動

(2)「見守り協力員」

社協からの依頼文(2)

見守り協力員さんをお願いしたいこと

日頃の生活の中で、できることをできる範囲で見守り等の支援をお願いします。

たとえば・・・

○時どき様子を伺って話しをする。

○新聞・郵便物がたまっていないか、カーテンが閉まったままになっていないか等、住居の周囲に変化があるかどうかの見守り。 などです。

◎何か事故などあった時、あるいは連絡を受けた時は、近くの民生委員さん、または諏訪市社会福祉協議会・諏訪市役所の高齢者福祉課、社会福祉課へご連絡をお願いいたします。

※見守り協力員の任期は、1年間(8月1日より翌年の7月31日まで)になります。

※任期途中での委嘱された場合は、最初に迎える7月31日までが任期となります。
なお、再任は妨げません。

お問い合わせは

諏訪市社会福祉協議会

〒392-0024 諏訪市小和田19番3号

電話：52-2508 ファックス：57-1231

(2) 「要援護者台帳」登録～「見守り」～「住民支え合いマップ」

⑥ 「住民支え合いマップ」

- (1) 区長との共同作業による更新、平時からの活用！
広域での作成方法の標準化・見方の簡素化が重要**
- (2) 要援護者台帳・名簿との関連は別表で管理(個人情報を意識し、
特定の人が管理・利用⇒運用方法を明確にする。**
- (3) 「要援護者台帳」の整備と「ランク付け」が前提。**
- (4) 作成者は、区長・区役員が望ましいが、1年任期の制約があり、
分かっている(3年任期の)民生委員の関わりが欠かせない。**

＜某地区の一例＞ブロック単位(8)で構成、要援護者と協力員を対照、自主防役員、避難場所も明記。



住民支え合いマップの見方

※要援護者と協力員を対照、自主防役員、避難場所も明記



⑥災害に備える「諏訪市民児協」の取り組み

3) 「地域ぐるみの防災体制づくり」

(3) 「地域ぐるみの防災体制づくり」

① 自治会レベルで防災組織の拡充

- (a) 諏訪市のほぼ全てに「**自主防災会**」を組織⇒より活性化させる必要。
- (b) 自治会長（区長）が主導し、**民生委員は協力**（組織の中に組みこまれる）⇒その役割を区内で確認・周知
- (c) 民生委員から区へ**要援護者台帳の情報提供**・共有（作成は民生委員）⇒**マップの作成**
- (d) 民生委員の**平時の見守り・住民との触れ合いの成果**⇒災害の備えに繋がる（ブロック・隣組・近隣との繋がりを密に）
…災害弱者である高齢者・障がい者を孤立させない！

① 自治会レベルで防災組織の拡充

※某地区の自主防災会組織(関係部分) = 民生委員は組織の一員！

対策 本部	ブロック	9ブロック (2～3の隣組により構成)
	情報班	区議会議員、会計文書部、公民館、 民生児童委員 により構成
	他に	「救護班、避難所支援班、在宅支援班、警備・交通安全班」がある。

◎はブロックリーダー ○はサブリーダー

一区 第1ブロック	一区 第2ブロック	一区 第3ブロック
◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 1組・2組	◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 3組・4組・5組	◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 6組・7組・8組
二区 第1ブロック	二区 第2ブロック	二区 第3ブロック
◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 1組・2組	◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 3組・4組	◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 5組・6組
二区 第4ブロック	二区 第5ブロック	二区 第6ブロック
◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 7組・8組・9組	◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 10組・11組	◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx 隣組長 12組・13組・14組

◎はブロックリーダー ○はサブリーダー

◎は班長 ○は副班長

<指定避難地> 高島小学校 52-0101 <防災備蓄倉庫>	<対策本部・事務所> 北澤公民館 53-4120
-----------------------------------------	--------------------------------

対策本部	
本部長(区長)	xxxxxxxx
副本部長(区長)	xxxxxxxx
副本部長(議長)	xxxxxxxx
副本部長(副議長)	xxxxxxxx
庶務(副区長)	xxxxxxxx
会計(副区長)	xxxxxxxx

市役所 (危機管理室)	52-4141
----------------	---------

警察署	57-0110
-----	---------

消防署	52-0119
-----	---------

火災・救急	119
-------	-----

北澤区全戸	
-------	--

消防団	
-----	--

ブロック

情報班

救護班

避難所
支援班

在宅
支援班

警備・交通
安全班

区議 (2)
会計文書部 (5)
公民館 (1)
民生児童委員 (2)

区議 (3)
育成会 (2)
在区看護資格者 (5)

区議 (3)
社会福祉協議会
兼日赤奉仕団 (8)
保健指導員 (2)

区議 (2)
衛生部 (7)

区議 (2)
防犯交通部 (8)

◎ xxxxxxxx ○ 武 xxxxxxxx xxxxxxxx

◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx

◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx

◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx

◎ xxxxxxxx ○ xxxxxxxx

(3) 「地域ぐるみの防災体制づくり」

②広域レベルでの防災組織の拡充

→ **東南部地区・福祉・防災連絡会議**・・・は、

1) 諏訪市最初の広域の福祉防災組織(平成19年(2007)設立)
17区・19団体(下記)により構成。

2) 区長含む…組織内組織として区長会が平成25年(2013)設立、区長は最重要の位置づけ(17区長)

(3) 「地域ぐるみの防災体制づくり」

② 広域レベルでの防災組織の拡充

→ **東南部地区・福祉防災連絡会議**・・・は、

3) 民児協も組織に組み込まれている。

区長 (17)、民生児童委員協議会(1)、地区社協(2)、地区公民館(2)、赤十字奉仕団(2)、
保健補導員会(2)、こども育成会(1)、交通安全協会(1)、少年愛護委員(2)、
防火防犯組合(3)、諏訪市消防団(1)、在宅介護支援センター(1)、小中学校 (6 校長)

諏訪市東南部地区福祉・防災連絡会議役員名簿

No	団体名	代表者役職名	No	団体名	代表者役職名	No	団体名	代表者役職名
1	区長	強清水自治会会長	18	地区公民館	東部地区公民館長(緑ヶ丘)	35	在宅介護支援センター	かりんの里
2	区長	角間新田区長	19	地区公民館	南部地区公民館長(清水二)	36	上諏訪小学校PTA	PTA会長
3	区長	くるみ台区長	20	社会福祉協議会	東部地区社会福祉協議会会長	37	上諏訪中学校PTA	PTA会長(中浜)
4	区長	金山区長	21	社会福祉協議会	南部地区社会福祉協議会会長	38	諏訪中学校PTA	PTA会長(四賀普門寺)
5	区長	緑ヶ丘区長	22	赤十字奉仕団	第5分団長(南澤町)	39	上諏訪小学校	学校長
6	区長	双葉ヶ丘区長	23	赤十字奉仕団	第6分団長(赤羽根区)	40	上諏訪中学校	学校長
7	区長	尾玉町区長	24	保健補導員会	東部地区理事(くるみ台)	41	諏訪中学校	学校長
8	区長	北澤区長	25	保健補導員会	南部地区理事(角間町)	42	東部地区社協	東部地区福・防事務局(庶務)
9	区長	南澤町区長	26	こども育成会	南部地区理事(角間町)	43	東部地区社協	東部地区福・防事務局(会計)
10	区長	榊町区長	27	民生児童委員協議会	東南部地区会長(北澤区)	44	南部地区社協	南部地区福・防事務局
11	区長	伝柳町区長	28	諏訪交通安全協会	協会会長(赤羽根区)			
12	区長	角間町区長	29	少年愛護委員	東部班 班長(榊町)			
13	区長	清水一区長	30	少年愛護委員	南部班 班長(南部地区)			
14	区長	清水二区長	31	防火防犯組合	3の東ブロック長(和泉町)			
15	区長	清水三区長	32	防火防犯組合	3の南ブロック長(清水四)			
16	区長	清水四区区長	33	防火防犯組合	3の北ブロック長(金山区)			
17	区長	赤羽根区長	34	諏訪市消防団	第3分団長			

②広域レベルでの防災組織の拡充

→東南部地区福祉・防災連絡会議の活用

区長との連携

- (1) 有事には、地域分断される危険性があり、広域対応が不可欠
…先人の努力により関係団体を結集→内容の充実（研修・連絡会を随時開催）→諏訪市の他地区へも同様組織の発足を促す。
- (2) 民児協の役割・活動を共有→「東南部地区民児協」は「東南部地区区長会」と連携、お互いの役割分担を確認する会議を開催した。
- (3) 広域で「住民支え合いマップ」の作成…災害時の広域対応のため「要援護者が見える化」、地域を知らない人、ボランティアも分かるようにする →活用方法・作り方の学習会。
※平時も活用（見守り活動）…内容の充実、随時更新、共有→対象地区を、全市へ拡大していく。

②広域レベルでの防災組織の拡充

→ 東南部地区・福祉防災連絡会議と 東南部民児協との連携

今回の発表と実践活動への展開

- (1) 4月22日臨時区長会…防災学習。民生委員との連携を訴え、区長に「災害を想定したアンケート」を依頼
- (2) 5月7日アンケート回収…17区長全員から回収。
同時に市民児協 民生委員120人も同様に、4月27日全員から回収
- (3) 5月31日発表原稿提出…上記内容を今回の発表原稿に取り込み、アンケート結果を生かす。
- (4) 合わせて、**東南部地区・福祉防災連絡会議と東南部民児協との**
連携の実践準備…7月10日開催、特別会議招集

② 広域レベルでの防災組織の拡充➡

東南部地区・福祉防災連絡会議 活動活発化（実践報告）

- 1) 7月10日実施。区長17人・民生委員16人全員が出席、行政・社協の関係責任者7人も出席して総勢48人が参加。
- 2) 区長と民生委員の役割の確認をし、災害に備えて情報を共有。区長・民児協が連携した具体的な活動を開始、市としての初めての会議。



令和6年度 東南部地区福祉・防災連絡会議

「災害に備える地域ぐるみの体制づくり
～区長と民生委員の連携に向けて」

■開催日：令和6年7月10日（水）午後7：00～8：30 （敬称略）

■会場：諏訪市総合福祉センター
「湯小路いきいき元気館」3階 交流ひろば

■出席メンバー：16区長（16＝強清水除く）、民生委員（14＝赤羽根・角間欠席）、
市4、社協3、市民児協（1）、東部社協（5）、南部社協（2＝武内、杉山）＝44人
※席配置＝区長と民生委員は一緒に！）

次 第

＜開会あいさつ＞	（3分）	東部地区社協 副会長 山田岳秀
＜司会・進行＞	（3分）	東部地区社協 副会長 木之下俊一
1. 代表幹事挨拶	（5分）	東部地区社協 会長 村上博志 （本日の会議の主旨、東南部地区福祉・防災会議の目的、期待すること）
2. 報告「関東ブロック民生児童委員活動研究協議会静岡県大会 発表骨子」		（あるべき姿、問題提起、目指す方向、アンケート結果）
	（15分）	市民児協 会長 小島光治
3. 行政から依頼「地域福祉活動で区長・民生委員に期待する具体的な役割＝災害・平時対応」		（要援護者台帳、個別避難計画、住民助け合いマップ、見守り＝安否確認）
	（3x5分）	社会福祉課 小松係長 高齢者福祉課 百瀬主査 危機管理室 平林係長

4. 社協から依頼「要援護者台帳からの流れ、見守り協力員の役割、マップの整備」	（2x5分）	社協 大羽指導主任 社協 東南部地区担当 柴田生活支援 コーディネーター
5. 実例紹介「要援護者台帳～マップ」	（10分）	社協 橋本光市 （具体的な進め方、問題点、課題解決）
6. 意見交換	（20分）	（質疑応答、自由討論&区と民生委員との顔合わせ、各区長の今後の進め方）
7. まとめ（行政サイド）	（3分）	社会福祉課 飯田係長 （感想、今後の進め方）
	（3分）	市民児協 副会長 山崎義夫 （感想、今後の進め方）
＜閉会あいさつ＞	（3分）	東部地区社協 副会長 藤森充男

（問い合わせ先）

諏訪市東南部地区福祉・防災連絡会議

代表幹事 村上博志 Tel：090-9006-6877

事務局 小島光治 Tel：090-8026-8046

Mail：misle048@po32.lcv.ne.jp

② 広域レベルでの防災組織の拡充➡

東南部地区・福祉防災連絡会議 活動活発化（実践報告）

3) 事前に区長にアンケートを取ったが、民生委員との接触が少なく、理解に乏しい点が多かった。マップに至る活動に積極的に取り組むことになった。

4) 要援護者台帳の充実、協力員の活動の活発化、マップのスタイルの標準化、等の多くの課題に、諏訪市全体への波及も考慮して活動することを確認した、熱気溢れる会議となった。



⑦能登半島地震の教訓と民児協の課題

(1) 能登町へのボランティア体験（3/18～19派遣）から学ぶ

(a) 民生委員81人、発災直後から事務局の町社協が委員の安否確認。

→民生委員はまず自身・家族の命を守るのが最優先。率先して事務局へ自らの「無事」を伝えることも大切！

(b) 民児協機能の早期再開は、被災した委員の支援機能の補完や、被災者支援に必要。

(c) まずは、被災者の安否確認。平時の「避難行動要援護者名簿」の整備が役立つ。

(d) 被災者（見守り対象者）の困りごとを聞き取り、生の情報を。行政・社協・専門職へ繋ぐことが支援に繋がる。災害時に、平時の働きが生かされる。

⑦能登半島地震の教訓と民児協の課題

(1) 能登町へのボランティア体験（3/18～19派遣）から学ぶ

(e)自身に余裕が出来たら、「被災後の長期的な生活再建」に寄り添う。

(f)LINEの普及・活用により安否確認の仕組みを構築する…民生委員同士、要援護者との連絡に有効。平素の委員同士の迅速・効率的な連絡手段としてデジタル環境構築を急ぐ。

(g)普段から防災団体と意思疎通を…市危機管理室、災害ボラセン、諏訪防災ネットワーク、等

以上

ご清聴、ありがとうございました！